

四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例

四街道市都市計画税条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第13項を附則第15項とする。

附則第12項中「附則第2項及び第4項」を「附則第4項及び第6項」に、「附則第2項及び第5項」を「附則第4項及び第7項」に、「附則第3項、第5項及び第6項」を「附則第5項、第7項及び第8項」に、「附則第5項から第7項まで」を「附則第7項から第9項まで」に、「附則第7項」を「附則第9項」に、「附則第8項から第10項まで」を「附則第10項から第12項まで」に、「附則第9項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第11項を附則第13項とし、附則第7項から第10項までを2項ずつ繰り下げる。

附則第6項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第5項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第4項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第3項を附則第5項とし、附則第2項を附則第4項とする。

附則第1項の次に次の2項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

2 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

（法附則第15条第45項の条例で定める割合）

3 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の四街道市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。